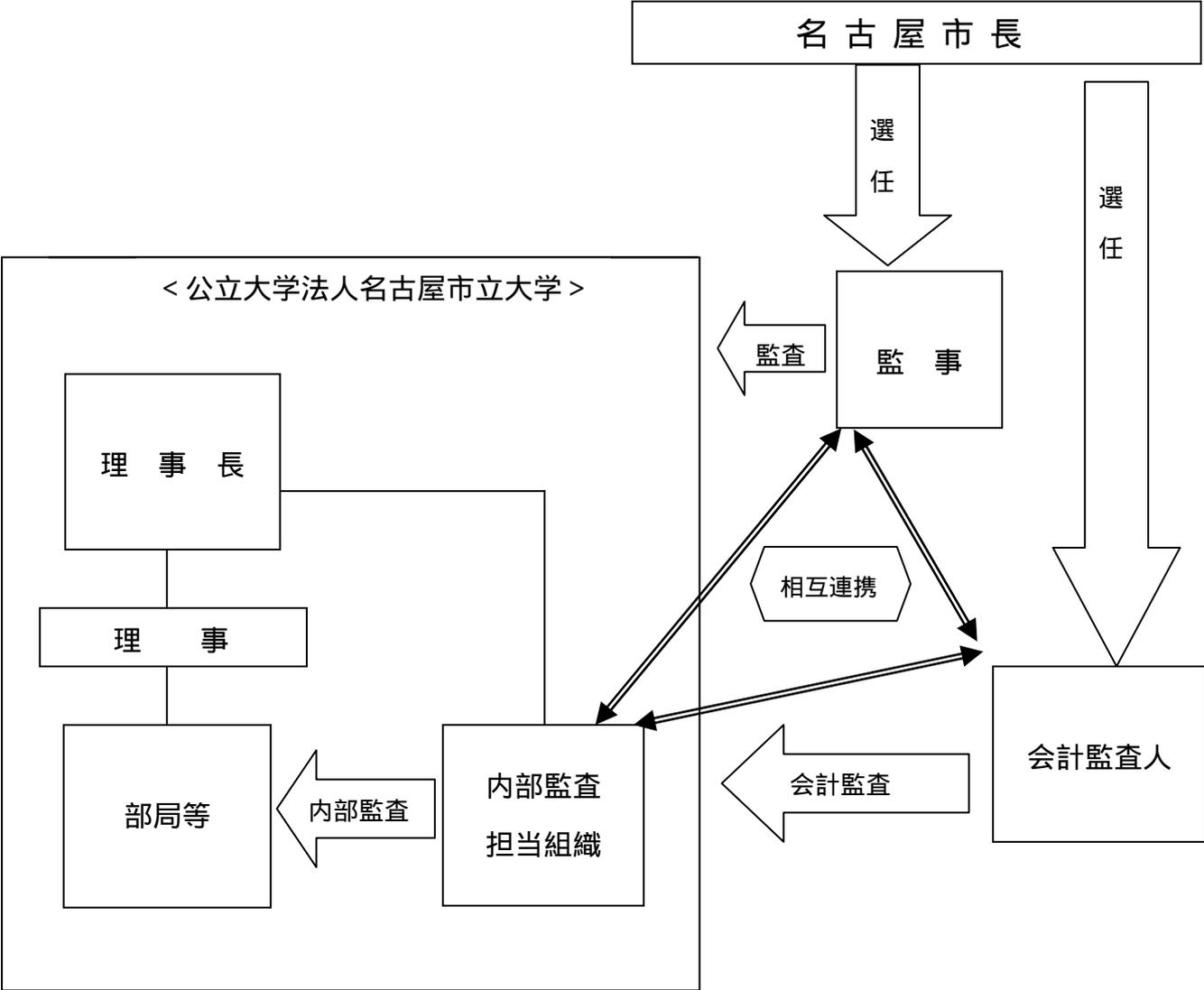


名古屋市立大学における内部監査体制について

事項	監事監査	内部監査人監査
根拠	地方独立行政法人法	大学内部規程
範囲	法に基づく、 業務監査(会計監査を含む)	1 監事監査及び会計監査人監査の支援 2 理事長の承認を受けた監査計画に基づく、 (1)業務に係る監査 (2)会計に係る監査 業務改善、会計経理の適正化を図るための助言・指示を行うことを目的とする。また、事業者としての環境管理、職員倫理遵守状況等の把握及び監査も含む。
主体	役員	職員(理事長直轄)
任命	市長	理事長

名古屋市立大学における監査機能について



公立大学法人における評価及び監査について

事 項	内 容
各事業年度に係る業務の実績に関する評価 (地方独立行政法人法第 28 条)	地方独立行政法人は、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
中期目標に係る業務の実績に関する評価 (地方独立行政法人法第 30 条)	地方独立行政法人は、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
自己点検評価 (学校教育法第 69 条の 3) (大学設置基準(文部省令)第 2 条) (地方独立行政法人法第 78 条)	教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(以下「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。
外部検証 (大学設置基準(文部省令)第 2 条)	自己点検評価の結果について、大学の職員以外の者による検証を受ける。
第三者評価(認証評価) (学校教育法第 69 条の 3) (地方独立行政法人法第 79 条)	教育研究等の総合的な状況について、一定期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(認証評価機関)による評価を受ける。
監事監査 (地方独立行政法人法第 13 条)	理事の職務執行全般(会計業務を含む)を監査する。
会計監査人監査 (地方独立行政法人法第 35 条)	会計業務を監査する。